

高島市 議会だより

第64号



委員会報告	2
意見書	5
一般質問	9
審議結果	22

平成30年3月定例会報告

可決
すべき

予算 常任委員会

委員長 万木 豊

平成30年度の
一般会計予算は、、、

当初予算における予算総額は、

295億3800万円

前年度と比較して

13億7900万円の増
(合併後最大規模)

主な歳出

○合併特例債を最大限に活用した
インフラ整備など

道路改良事業や橋りょう長寿
命化事業、消雪施設整備のほ
か、庁舎増築整備事業など

○若い世代の結婚、出産、子育て
の希望を叶えるため、支援事業
を拡大

結婚新生活支援事業（世帯所得
340万円未満の新婚世帯を対
象に引越し費用等を支援）

介護職員子育て応援事業（介
護職員を対象に学童保育利用料
を一部助成）

○全国の皆さまからいただいた
「ふるさと納税」を活用
妊婦健康診査にかかる費用を
全額助成

第2子以降の保育料を完全無
料化

中学生までの入院、通院にか
かる医療費の無料化

平成30年度の
特別会計・事業会計

水道事業会計

第2期基本計画の策定を控
え、市内水源地の揚水試験業務
にかかる予算を計上

○下水道事業会計
施設の老朽化に伴う長寿命化
工事

平成29年度の補正予算は、、、

各事業費の精算見込みによる精
査のほか、一般会計では、合併特
例債を財源に、今津北小学校大規
模改造工事費などを計上

平成30年度補正予算は、、、

市場地区用水路改修事業にかか
る工法変更による補正が計上

採決の結果、予算常任委員会が
付託を受けた19議案は、いずれも
「可決すべきもの」と決定しまし
た。

本会議での討論

議第29号 平成30年度高島市一般会計予算案

賛成

磯部 亜希

反対

福井 節子

建設事業費や維持修繕費などで最
大規模となっているが、高島市の
未来を見据えて必要な内容である。
新事業も加わり、子育てや福祉の充
実、市民生活の安全安心を考慮し計
画的に進めていくと判断できるため賛
成する。

庁舎増築、橋梁長寿命化など合併
特例債は延べ169億円を越え、借
金が返済額を上回る。市民の暮ら
し、福祉と教育を第一にした予算編
成とは言い難い。国保・介護料の引
下げ等、市の独自施策で低所得世帯
を守りきる予算案が必要。

議第30号 平成30年度高島市国民健康保険特別会計予算案

賛成

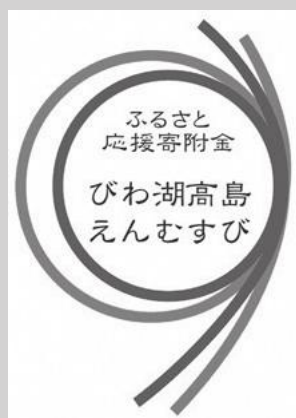
今城 克啓

反対

福井 節子

平成30年度から県が国保事業の運
営主体になり、効率的で安定した運
営が期待できる。
さらに、一般会計から国保特別会
計に繰り入れる額を前年度より減少
させるなど、財政の健全な運営に努
めている。

県内医療環境の南北格差がある中
での広域化。納付金の完納や徴税強
化につながる懸念がぬぐえない。県
試算で、30年度は前年度に比べ一人
当たり保険料で6900円引下げ可
能にも関わらず、市国保税を軽減し
ない予算案だ。



可決すべき

総務
常任委員会

委員長 秋永 安次

●高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

平成30年4月1日より国民健康保険の事業主体に新たに都道府県が加わり、財政運営の責任主体が滋賀県となることから、今後は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付し、保険の給付にかかるといった制度改正を受けて、国民健康保険税の定義等を変更するもの。

質疑では、委員からの「県へ支払う納付金が課税の根拠となる中で、納付金の算定根拠などは市にも説明責任がある。県と市の情報連携はされるのか」との発言に対し、執行部からは、「県と市の協議の場として連携会議があり、市

や市の運営協議会の意見も合わせて県へ意見することができる構成となっている」旨の回答がありました。

討論では、国民健康保険制度の広域化による市の権限の希薄化への懸念や国からの更なる財政支援が明確に示されないことへの不安などを理由として反対討論がありました。

このほか5議案について審査を行い、採決の結果、付託を受けた6議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

可決すべき

産業建設
常任委員会

委員長 大槻 ゆり子

●高島市獣害防止柵改修事業分担金徴収条例案

獣害防止柵改修事業を実施する

本会議での討論

議第16号 高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

賛成

河越 安実治

反対

森脇 徹

今回の改正で国保事業費納付金の納付に要する費用に充てるために課するものとして定義を変更する改正であり、目的税である国民健康保険税の制度改正による定義の変更は必要であることから、本条例案に賛成するもの。

国の医療費抑制策の下、医療費総額の決定権を県に与えて市の納付金額を決定。納付金上納の為の市国保徴税は市民皆保険後退を懸念。滋賀県は医療南北格差があり、5年後の保険料の統一に加入者の納得はない。

にあたり、当該事業に必要な費用に充てるため、利益を受ける者から分担金を徴収することにつき、新たに条例を設けるもの。

委員からは、「木製柱に使用されている材の中でも、北海道産のカラマツの方が滋賀県産のスギより耐用年数が長い。県産材の促進を図るのは良いが、農業耕作者が減ってきている現状を考慮し、なるべく負担が少なくなるよう努めてほしい」との意見がありました。

●高島市農林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案

農業集落排水施設のうち、下開田地区および今津西部地区の農業

集落排水施設の公共下水道への接続に伴い、同2施設を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

委員からは、「施設は今後、地元区の防災倉庫として活用されるが、地元区と十分協議されたうえで整備されるのか」との質問がありました。これに対し、執行部からは、「地元区と協議し、スロープを付けるなど、使い勝手が良いように整備を行う」との回答がありました。

このほか、8議案について審査を行い、採決の結果、付託を受けた10議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

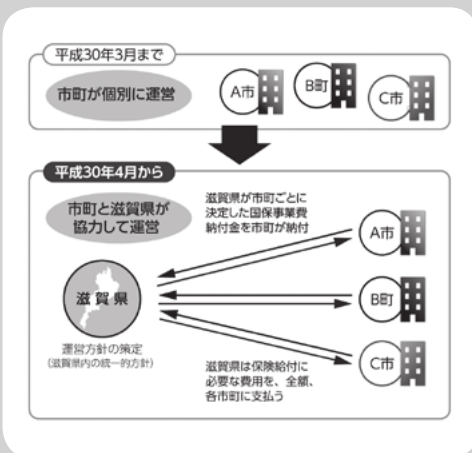
文教福祉 常任委員会

委員長 福井 節子

**可決
すべき**

●高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

今年4月1日から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化などを推進することになり、市町村は主に窓口事務を担うことになりました。このことから、国民健康保険に事務の文言を追加し、「国民健康保険運営協議会」を、「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に位置付けます。



●高島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案

介護保険法の改正に伴い、この4月から指定居宅介護支援事業所の指定および指導監督権限が都道府県から市町村に委譲されることから、これらの基準等を定める条例を定めるもの。

審査では、「人員の基準がこれまでと変わることはあるのか」質疑があり、「県の条例と同様に国の基準に従うことになるので、今まで通りである」旨の答弁がありました。

本会議での討論

●高島市介護保険条例の一部を改正する条例案

改正内容は、平成30年度から32年度までの介護サービス費と介護予防サービス費の給付額を見積もり、給付に必要な第1号被保険者の保険料について改正を行うことと、介護保険料の段階の判定で、合計所得金額から長期所得

と短期譲渡所得の特別控除額を控除した後の額を用いることなど。

このほか6議案について審査を行い、採決の結果付託を受けた9議案は、いずれも全員賛成により「可決すべきもの」と決定しました。

議第19号 高島市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案

賛成

梅村 勝久

反対

森脇 徹

介護保険法の一部改正により権限が滋賀県から高島市へ移譲されることから市独自基準を含んだ条例案である。法改正を前向きに捉え、居宅介護支援事業者の質を高めつつ地域に合った安全性を確保しよつとするもので賛成する。

通所介護施設を退院後の受け皿と定め、医療と介護の費用抑制を目的とした条例制定だ。介護事業者は、通所者の投薬状況・口腔機能等の情報を医療機関に連絡する義務を負うが、報酬引上げやケアマネの処遇改善がされていない。